法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令

**第一条**　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表秋田地方法務局の部湯沢支局の款を削り、同部大曲支局の款同支局の項管轄区域欄中「横手市」を「横手市　湯沢市」に、「仙北郡　雄勝郡」に改める。

**第二条**　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「、湯沢支局」を削り、同条第二項を削る。

**第三条**　公証人定員規則（昭和二十四年法務府令第十号）の一部を次のように改正する。

別表秋田の項中「湯沢　一」を削る。

**第四条**　人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一湯沢人権擁護委員協議会の項を削る。

**附　則**

この省令は、平成二十八年五月十六日から施行する。

**○厚生労働省令第八十九号**

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十九条第一項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の九の次に次の一条を加える。

（法第三十九条第一項の厚生労働省令で定める基準）

**第二十四条の十**　法第三十九条第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　指定しようとする業種及び職種に係る有料の職業紹介事業若しくは労働者派遣事業又はこれらと同種の事業を当該指定に係る市町村の区域において営む事業者の利益を不当に害することがないと認められること。

二　当該指定に係る市町村の区域の労働者の雇用の機会又は労働条件に著しい影響を与えることがないと認められること。

第三十条中「同令第二十四条の九第三項」との下に「、第二十四条の十中「法第三十九条第一項」とあるのは「法第四十五条において準用する法第三十九条第一項」と」を加える。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。